

漢代「天下の母」考

石井 和志

はじめに

漢興りて、秦の稱號に因り、帝母は皇太后と稱し、祖母は太皇太后と稱し、適は皇后と稱し、妾は皆夫人と稱す。^①

『漢書』外戚伝序

この一文からは、あたかも漢初から一貫した称号秩序があつたかのような印象を受ける。しかし、皇后と太皇太后の称号が固まつたのは実は文帝と景帝期とみられており、なおも火種を孕んでいたことは哀帝期の尊号問題で明らかになる。^③ とりわけ前漢の皇后・皇太后は形成期の只中にあり、変化が生じうるものであつたといえよう。

漢代の皇后權威に関する研究の基礎となつているのは谷口一九七八である。それによると、皇后が嫡妻として宗廟につかえ、かつ「天下に母たる」存在であることを根拠にした「皇后権」により、皇太子不在時の帝位継承に関わつたとしている。

谷口一九七八は漢代を通じて一貫した「皇后権」を求めるものであつたが、先述したような漢代のなかの変化を論じる論考も出ている。保科二〇〇二は、前漢後半期から後漢初にかけて帝后一体の觀念が形成されたが、和帝期

以後には後退したとしている。安永二〇一五は皇帝生母を尊ぶことが「漢家の制」と認識されており、皇后が皇太后となるという認識は、王莽期から後漢にかけて確立されたとしている。また、これらを踏まえているわけではないが、薄井一九九八は成帝期の言説から后妃に求められた資質の変化を見出している。^④

こうした変化・面期が前漢後期〜後漢初に多く見出されているのは、儒学の影響とみるべきだろう。すでに、この時期に儒学（儒教）が「国教化」されたとする議論は様々な観点からなされている。^⑤

そうした時期の皇后・皇太后について見過ごされてきたのが、谷口が取り上げた「母天下」である。「母天下」や「天下母」・「天下之母」はまさにこの時期より見え始め、時代が下ると「母臨天下」・「母儀天下」という語も出てくる。これらの語を本稿では「天下の母」と総称することにする。

この「天下の母」は後漢の立後の詔での常套句として定着しており、この時期の皇后の一側面を示す語として注目に値しよう。さらに、それ以後も清代に至るまで用いられており、中華王朝の皇后を考える上でも重要な語である。

漢代の「天下の母」について僅かながら言及している、朱一九九七・劉二〇一二・葉二〇一九では、「天下の母」は「天下の父」＝皇帝に対応したものであるとされる。一見自然な解釈であり、『禮記』昏義の天子―父と后―母を対置する観念と通じるようにも思える。^⑦

しかし、『尚書』などの儒家經典で天子は「民の父母」と父母を兼ね備えるものとされており、実際に度々その観念は持ち出されている。また、「天下の父」の用例は「天下の母」に比べて非常に少なく、対称的な意味付けがなされたとは考え難い。「母」と対になる要素としては「父」のほか「子」が想定できる。「天下の母」に投影されているのは「父」と「母」という横の関係ではなく、「子」に対する「母」のような縦の関係であった可能性を考慮す

べきではないだろうか。

また、森二〇一五は〈母〉の規範像の通時代的な論述を行うなかで、「天下の母」に触れており、劉向『列女傳』では多様な像をはらんでいた「母儀」が、「天下の母」のような「国母」の意味に収斂していくとしている。しかし、自ら「粗いスケッチ」（七七頁）としている通り、細やかな検討はなされていない。

森の所説は「母」の変遷を述べたものであるが、同様の観点から皇后の変化についても捉え直す必要があるのではないだろうか。つまり、仮に「天下の母」が「国母」に近い意味合いだとすると、「私」的な皇帝の妻を超え、「公」的に王朝内での役割を求められたと考えられる。皇后がその「天下の母」なる語で飾られるようになったのは、そうした皇后像への転換を表しているのではないか。そうであるならば、先行研究で検討されてきた、皇帝に対する皇后、生母に対する皇后（嫡母）と異なる、天下に対する皇后という側面が設定されたことになる。

私見によれば、「天下の母」は趙皇后の立后に関する議論で用いられたことを契機に、皇后に求められる資質として強調されるようになった。この時期の儒学の浸透を背景に、皇后が後宮の教化を通して宗廟の安定を図るとともに、それを天下に行き渡らせることが求められるようになったと考えられる。ここで形成された「天下の母」概念はこれ以降の皇后のあり方を規定する要素の一つとなっていく。その意味で、成帝期に浮上する「天下の母」は皇后の史的展開を考える上で重要な検討課題である。

一章では、「天下の母」という語それ自体について整理し、その「母」が母子関係を想定したものであった点を明らかにしていく。二章では、劉向『列女傳』や立后をめぐる議論を踏まえつつ成帝期に「天下の母」が用いられ始めた背景を探っていく。三章では、「天下の母」が定着した平帝期〜後漢の用例を確認する。以上の考察を通して、先述の私見を論証することにしよう。

第一章 「母」の意味するところ

「天下の母」が皇后・皇太后を指して用いた事例は、前漢末より見え始める。^⑩表1は、漢代における「天下の母」の用例を纏めたものである。以下でこのうちの記事を取り上げる際は、この表の番号を併記する。

表 1 漢代の「天下の母」用例一覽

| | 元号 | 西暦 | 発言者 | 対象 | 称号 | 称谓 | 出典 |
|------|-----------|-----------|-------|-------|---------|------|---------------------|
| [1] | 永始元? | 前 16? | 王仁 | 孝成趙皇后 | (君主の嫡妻) | 天下之母 | 『漢紀』卷 26 孝成皇帝紀 3 |
| [2] | 永始元 | 前 16 | 劉輔 | 孝成趙皇后 | 皇后 | 母天下 | 『漢書』卷 77 劉輔伝 |
| [3] | 元壽 2 | 前 1 | 元后 | 孝成趙皇后 | 皇太后 | 天下母 | 『漢書』卷 97 外戚伝下 |
| [4] | 五鳳 2～五鳳 4 | 前 56～前 54 | 南宮大有 | 元后 | 皇太后 | 天下母 | 『論衡』卷 3 骨相 |
| [5] | | | 班彪 | 元后 | 皇后～太皇太后 | 天下母 | 『漢書』卷 98 元后伝 |
| [6] | 元始 3 | 3 | 公卿大夫 | 孝平王皇后 | 皇后 | 天下母 | 『漢書』卷 99 王莽伝上 |
| [7] | 始建國 2 | 10 | 王莽 | 孝平王皇后 | 黄皇室主 | 天下母 | 『漢書』卷 99 王莽伝中 |
| [8] | 建武 2 | 26 | 光武帝 | 光烈陰皇后 | 皇后 | 母天下 | 『東觀漢記』光烈陰皇后伝 |
| [9] | 建武 17 | 41 | 光武帝 | 光烈陰皇后 | 皇后 | 天下母 | 『後漢書』本紀 10 皇后紀上 |
| [10] | 建初元 | 76 | 明德馬皇后 | 明德馬皇后 | 皇太后 | 天下母 | 『後漢書』本紀 10 皇后紀上 |
| [11] | 永元 14 | 102 | 和帝 | 和熹鄧皇后 | 皇后 | 母天下 | 『後漢書』本紀 10 皇后紀上 |
| [12] | 永寧 2 | 121 | 和熹鄧皇后 | 和熹鄧皇后 | 太皇太后 | 母天下 | 『後漢書』本紀 10 皇后紀上 |
| [13] | 永寧元 | 145 | 順烈梁皇后 | 順烈梁皇后 | 太皇太后 | 母天下 | 『後漢書』本紀 6 孝質帝紀 |
| [14] | 延寧 2 | 159 | 李雲 | 桓帝鄧皇后 | 皇后 | 天下母 | 『後漢書』列伝 47 李雲伝 |
| [15] | 建寧 4 | 171 | 靈帝 | 靈帝朱皇后 | 皇后 | 母臨天下 | 『漢官典儀』立采皇后儀 |
| [16] | 熹平元 | 172 | 陳球 | 桓思竇皇后 | 皇太后 | 母臨天下 | 『後漢書』列伝 46 陳球伝 |
| [17] | 興平 2～建安 5 | 195～200 | 三公八座 | 獻帝伏皇后 | 皇后 | 天下之母 | 『通典』卷 67 礼 27 皇后敬父母 |

表1に示されている通り、「天下の母」系の称謂にはいくつかのパターンがある。手始めに、本稿で扱うものについて整理しておく。

- ① 「天下母」前漢末より見え、「4」元后への予言を除けば、「3」元寿二年（前一年）の趙太后の皇后降格が最も早い事例となる。
 - ② 「天下之母」これも前漢末より見られ、「1」趙皇后立后を諫める諫大夫王仁の上疏が初出である。これは永始元年（前二六年）の記事であるため、「天下母」より早くから見られることになる。訓読すれば「天下母」と同じく「天下の母」となるが、意味も変わらないのだろうか。時代が下る事例ではあるが、『舊唐書』が「天下之母」としているところを、『新唐書』は同じ場面の記事で「天下母」と書き換えており、ほぼ同じものとみてよいだろう。¹²⁾
 - ③ 「母天下」「母」を「天下」の前に置いて用いている事例も前漢末より見える。「天下之母」と同じく初出は「2」永始元年（前二六年）の趙皇后立后時である。
 - ④ 「母臨天下」後漢の後期、「15」建寧四年（二七一年）の靈帝の宋皇后立后時の詔に見られる。漢代の用例は二例のみであるが、後代でも宋代に至るまで見られる。「母」のない「臨天下」は古くより天子を指して用いられており、漢の皇帝にも用いられている。¹³⁾ 皇后が天子と並び、母として天下に君臨する姿が浮かび上がってくる。
 - ⑤ 「母儀天下」東晋に出てくるが、「母儀」との関連を検討するためにここで取り上げる。晋の明帝が明穆庾皇后を立てた冊書が初出である。「母儀天下」は清の遅い時期まで見られる。¹⁴⁾
- では、これら「天下の母」は具体的に誰を指しているのだろうか。表1に示したように、漢代においては皇后・皇太后・太皇太后のいずれを指す用例も見られ、「5」の元后のように皇后く太皇太后のすべての時期を指すとみら

れる例もある。ただし、それをもって「天下の母」を三後の総称と確言することはできない。十七例中八例を皇后の例が占める一方で、皇太后のみを指すと思われる事例も存在するためである。

〔3〕の趙太后降格の詔を見てみよう。これは哀帝崩後、元后と王莽が帝嗣決定の主導権を握っていた情勢下の詔である。

〔3〕哀帝崩じ、王莽太后に白して有司に詔して曰く、「前に皇太后、昭儀と俱に帷幄に侍り、姉弟寵を専らにし寢に錮し、賊亂の謀を執り、繼嗣を殘滅し以て宗廟を危うくす。天に諄ヒい祖を犯し、天下の母たるの義無し。皇太后を貶して孝成皇后と爲し、徙して北宮に居らしめよ」と。

〈晉灼曰く、「哀帝をして母たらしめず、之を罪すなり」と。〉^⑩

『漢書』卷九七 外戚伝下 孝成趙皇后

「殘滅繼嗣」は妹の趙昭儀が成帝の皇子を殺害したことを指している。それにより皇太后から皇后への降格という、おそらく空前絶後の措置が取られているが、その名目として挙げられているのが「天下の母たるの義」がないことであつた。換言すれば、「天下の母」として適格でなければ、皇太后としての資格はないが、皇后ではあつてもよいということになる。このほか〔4〕元后への予言もみてみよう。元帝の宮に入るまでの話である。

〔4〕夫れ二相い鈞しからずして相遇せば、則ち立ちどころに死す有り。若し未だ相い適わざれば、豫め亡の禍有るなり。①王莽の姑〔王〕正君許嫁し、期至りて當に行かんとする時、夫輒ち死す。此くの如き者再たびす。

②乃ち之を趙王に獻するも、趙王未だ取らずして又た薨す。③清河の南宮大有、正君の父〔王〕釋君と善き者、遇々君を相、曰く「貴たること天下の母たらん」と。是の時、宣帝の世、元帝太子爲り。釋君乃ち魏郡の都尉に因りて之を太子に納れ、太子之に幸し、子の君上を生む。宣帝崩じ、太子立ち、正君皇后と爲り、君上太子と爲る。元帝崩じ、太子立ち、是れ成帝と爲り、正君皇太后と爲り、竟に天下の母と爲る。夫れ正君の相、當に天下の母と爲るべきに、前の許する所の二家及び趙王、天下の父の相無き爲に、故に未だ行かずして二夫死し、趙王薨す。是れ則ち二夫・趙王帝王の大命無くして、正君三家と相遇の驗に當たらざるなり。

『論衡』卷三骨相

当初、元后は民間で許嫁していたが、期日にならうと言う時に相手が死すという事が二度あった。②そこで元后は趙王に獻じられたが、またしても王が薨じた。③そこで南宮大有が相をみたところ、「貴いことは天下の母となるほどだ」と言われたという。これとほぼ同じ話は『漢書』元后伝にも見られるが、こちらは予言部分が「當に大貴たるべきこと、言うべからず」となっている。『論衡』は「正君皇太后と爲り、竟に天下の母と爲る」と、元后が皇太后となつた段階で「天下の母」になつたとしてゐる。これはどのよう理解すればよいのだろうか。

これは、「天下の母」が基本的に皇太后と結びつけられるものであつたことを示すのではないか。皇后にも「天下の母」を用いているのは、次代皇帝即位時に皇太后となるためである。つまり、皇后になつた時点で将来に皇太后―「天下の母」となることがほぼ決まるため、皇后にも「天下の母」を用いるようになったことである。

ここで想起されるのは、皇帝と皇太后の母子関係であろう。前掲外戚伝序に見えるように、皇太后は皇帝の「母」とされる。前段で述べたように「天下の母」が元々皇太后であつたとすれば、「天下の母」は皇帝の「母」としての

皇太后の延長線上にあるようにも思える。しかし、「天下の母」という字面からは、皇帝個人の「母」というよりも、万民にとつての「母」であるかのような印象を受ける。実際に、後漢では「天下の母」に関連して「母兆民・母臨萬国」という文言もみられるようになる。皇太后の要件としての「母」は、前漢末以降に嫡母であることが明確になっていくが、「天下の母」は嫡母ともやや異なる意味を帯びているように思える。そうであるならば、「天下の母」に至るためには、「母」を原義から拡張させる必要がある。

「天下の母」という称謂には「母」が含まれているが、その「母」という語が皇后のあり方に関わって言及された最初の例が、地節四年（前六六年）の宣帝霍皇后廢后である。

後（七月）、許后を殺せしの事頗泄し、顯遂に諸壻昆弟と與に謀反し、發覺し、皆な誅滅せらる。（八月己酉）有司をして皇后に策を賜わしめて曰く、「〔霍〕皇后熒惑し道を失い、不徳に懷き、毒を挾み、母の博陸宣成侯夫人顯と謀りて太子を危うくせんと欲す。人母の恩無く、宜しく宗廟に衣服を奉ずべからず、以て天命を承く可からず。烏呼、傷ましいかな。其れ宮を退避し、璽綬を有司に上れ」と。霍后立つこと五年にして、廢され昭臺宮に處す。^⑧

『漢書』卷九七 外戚伝上 孝宣霍皇后

太子（元帝）殺害未遂に関わつた霍皇后が廢されている。注目すべきは、「人母の恩」がないことによつて、宗廟を奉じ天命を承ける資格がないとみなしている点である。太子殺害未遂事件自体が、宗廟を守るといふ皇后の責務を認識させたということである。皇嗣を守る、ということはずなわち宗廟を受け継ぐことに繋がる。

もう一つ、霍皇后の事件に先立つ元平元年（前七四年）の上官太后も注目すべきだろう。この年、皇太子を立てないまま昭帝が崩じた後に帝位継承をめぐる混乱が生じるが、昌邑王の即位・廢位、宣帝の即位ではいずれも上官太后の詔により決裁されている。一連の経緯で、帝位継承時に皇帝の「母」たる太后が最終的な決定を下すことが現実の事態として認識されたといえる。そのことを取り仕切った霍光が宗廟を安んじたと評価されているのであるから、上官太后も同様に評価されて然るべきだろう。

皇后と皇太子、皇太后と皇帝という関係であれば、「人母の恩」のように単なる母子関係でとらえることができるが、宗廟を奉ずることはそれを超える意味を持つことになる。宗廟には高祖以来の天子が祀られているためである。ここでその役割が示されたことにより、「天下の母」や「母儀」に発展することになるのではないだろうか。

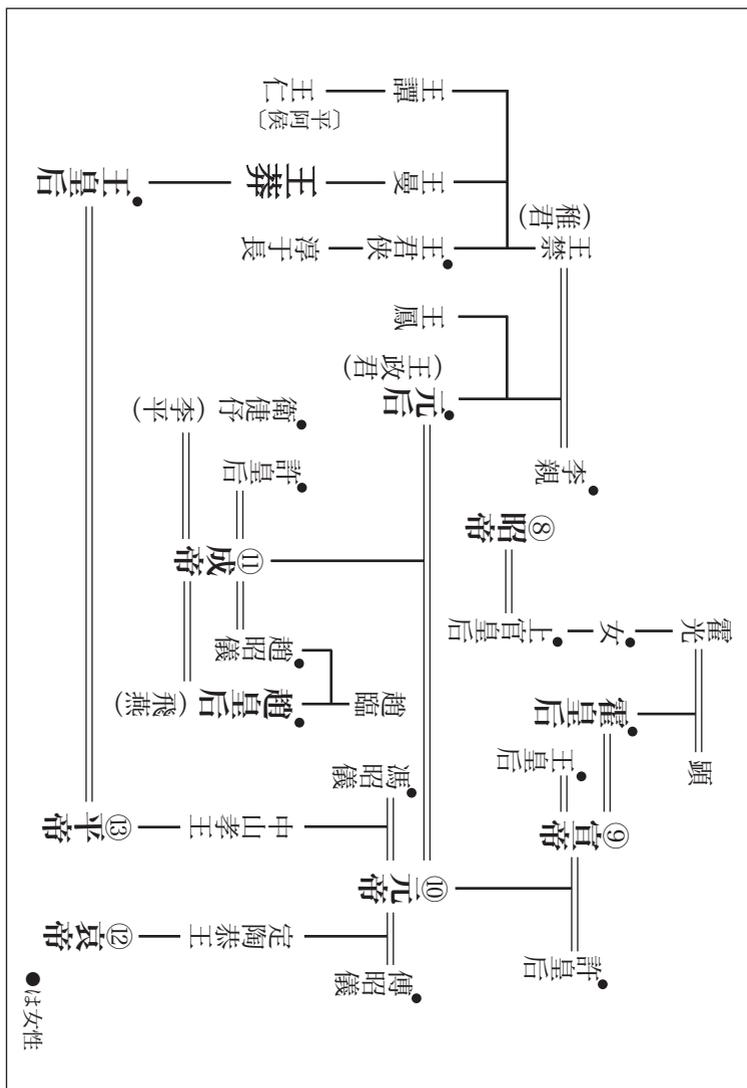


図1 関連人物系図

第二章 「天下の母」の誕生

「天下の母」は、成帝の趙皇后立后への諫言で初めて用いられた。その内容に触れる前に、まず左の年表とともに一連の経過を整理しておこう。

そもそも、成帝の最初の皇后は許皇后である。成帝の皇太子時代からその妃であり、立后前後に一男一女が生まれたが、いずれも夭折したという⁵⁶。許皇后は当初寵愛を独占したものの、やがてそれは衰えて趙姉妹や衛婕妤が愛幸を受けた。姉妹の姉の趙飛燕は成帝が微行した際に気に入られ、入宮して婕妤となった人物である。許皇后が廃されると、二年後に趙婕妤が皇后に立てられることになる。即座に立てなかつたのは、元后らが趙婕妤を立てることに難色を示したためであった。以後、成帝が崩ずるまで、趙皇后は皇后であり続ける。

表2 趙皇后関連年表

| 元号 | 西暦 | 月日 | 出来事 |
|------|------|-------|---------------------|
| 竟寧元 | 前33 | 6月己未 | 成帝が即位し、元后が皇太后となる |
| 建始2 | 前31 | 3月丙午 | 許皇后を立てる |
| 鴻嘉元 | 前20 | | 成帝が初めて微行を行う |
| 鴻嘉3 | 前18 | 11月甲寅 | 許皇后が廃される |
| 永始元? | 前16? | | [1] 王仁の上疏 |
| 永始元 | 前16 | 4月乙亥 | 趙婕妤の父、趙臨を成陽侯に封ずる |
| 永始元 | 前16 | 4～6月 | [2] 劉輔の上書 |
| 永始元 | 前16 | 6月丙寅 | 趙婕妤を皇后に立てる |
| 永始元? | 前16? | | この頃、劉向『列女傳』が成る? |
| 元延元 | 前12 | | 成帝と趙昭儀（趙皇后の妹）が皇子を殺害 |
| 綏和元 | 前8 | 2月癸丑 | 定陶王欣（哀帝）が皇太子に立てられる |
| 綏和2 | 前7 | 3月丙戌 | 成帝が崩御 |

薄井一九九八によれば、この時期は后妃に関する議論が高まりを見せていたという。私見では、この議論は後宮の整備を求めるもの、趙皇后を立てることを諫めるものに大別できる。薄井一九九八はやや前者に重きを置いているが、「天下の母」が登場するのは後者である。

「1」諫大夫王仁の上疏は「天下の母」の初出であることに加え、『漢紀』の記事としては稀な、『漢書』に対応する記述がないものである。

「1」①臣聞く「后妃を立てるは、王教の大端、三綱の本理、治道の廢興する所由なり、社稷の存亡する所以なり」と。故に夏の興るや塗山を以てし、亡ぶや妹嬉を以てす。殷の興るや有娥を以てし、亡ぶや妲己を以てす。周の興るや文母を以てし、亡ぶや褒姒を以てす。夫れ三代の安危、後主の觀る所なり。

②是を以て聖王必ず舉措を審べ、操行を察るに、計を以て色に勝るは昌え、色を以て計に勝るは亡ぶ。無鹽・宿瘤、天下の醜女なり。齊の二君、計を以て色に勝り、立てて后と

爲し、皆な以て衝を折り國を安んず。

③今許后罪を以て廢せられ、遂に事已に往き、是に於いて后妃を立てんと欲す。宜しく殊異を前に得、上は當に宗廟を奉ずべく、下は萬民をして法則する所有らしむべし。河の魴・河の鯉、齊の姜・宋の子、詩人の高ずる所なり。萬乘の主、久長に當たるは、一切畢く目前に決する者に非ず。

④驪姬晉を亂し、吳姬趙を危くす。夫れ媵妾は、天下の母に非ざれば、翫弄を爲すも可なり。

⑤昔姜后禮を崇びて、宣王中興す。樊姬正言して、楚莊霸を成す。願うらくは留めて小臣の惓惓の心を思察せんことを。

『漢紀』卷二六孝成皇帝紀三永始元年条

「天下之母」は④、晋の驪姬（獻公夫人）と趙の吳姬（武靈王の后）を挙げる部分で用いられている。「媵妾」とされているが、両者ともそこから嫡妃に立てられている。趙氏も婕妤から皇后に立てられようとしていたため、構図の似た両例を取り上げたのだろう。媵妾を「天下の母に非ざる」としていることから、この「天下之母」は嫡妃を指していることになる。

ところでこの上疏では、全体を通じて各部分に先秦の后妃の故事が挿入されている。これを『列女傳』と対照すると、興味深い事実が浮かび上がる。左の表を見てみよう。

このように、①は母儀と孽嬖^㉔、②は弁通、④は孽嬖、⑤は賢明と、各部分に引かれる故事が、『列女傳』の篇と見事に対応するのである。なかでも、無塩・宿瘤・姜后は『列女傳』以外に明確な典拠がないか、『新序』以外に確認できない。成立前後の『列女傳』を王仁が参照していたのかもしれない。『列女傳』の成立について、『漢書』には

表3 王仁の上疏中の后妃と『列女傳』の対照表

| | 国 | 王仁の上疏 | 『列女傳』 |
|---|---|-------|---------|
| ① | 夏 | 塗山 | 母儀 啓母塗山 |
| ① | 夏 | 妹嬉 | 孽嬖 夏桀末喜 |
| ① | 殷 | 有娥 | 母儀 契母簡狄 |
| ① | 殷 | 妲己 | 孽嬖 殷紂妲己 |
| ① | 周 | 文母 | 母儀 周室三母 |
| ① | 周 | 褒姒 | 孽嬖 周幽褒姒 |
| ② | 齊 | 無塩 | 弁通 齊鍾離春 |
| ② | 齊 | 宿瘤 | 弁通 齊宿瘤女 |
| ④ | 晋 | 驪姫 | 孽嬖 晋猷驪姫 |
| ④ | 趙 | 呉姫 | 孽嬖 趙靈呉女 |
| ⑤ | 周 | 姜后 | 賢明 周宣姜后 |
| ⑤ | 楚 | 樊姫 | 賢明 楚莊樊姫 |

しさを問題視する点は「2」劉輔の上書にも共通する。『漢紀』では王仁の上疏に続く記事で、同じく趙皇后を立てることを諫める内容である。

臣聞く天の與する所必ず先ず賜うに符瑞を以てし、天の違う所必ず先ず降すに災變を以てす、此れ神明の徵應、自然の占驗なり。昔武王・周公天地を承順し、以て魚鳥の瑞を饗け、然れども猶お君臣祇懼し、色を動かし相

以下のように見える。

〔劉〕向俗彌々奢淫なりて、趙・衛の屬微賤より起ち、禮制を踰ゆるを睹る。向以爲えらく王教内由り外に及び、近き者自り始む。故に詩書の載する所の賢妃貞婦の、國を興し家を顯し法則す可き、及び孽嬖亂亡の者を探取し、序次して『列女傳』凡そ八篇を爲し、以て天子を戒む。及び傳記の行事を采り、『新序』・『說苑』凡そ五十篇を著し之を奏す。

『漢書』卷三六 劉向伝

い戒む。況んや季世の繼嗣の福を蒙らず、屢々威怒の異を受くる者に於いてをや。夙夜自責し、過を改め行を易え、天命を畏れ、祖業を念い、有徳の世を妙選し、窈窕の女を考卜し、以て宗廟を承け、神祇の心に順い、天下の望を塞たすと雖も、子孫の祥猶お晩暮を恐る。今乃ち情に觸れ欲を縦にし、卑賤の女に傾き、以て天下に母たらしめんと欲すは、天を畏れず、人に媿じず、惑は焉より大なるは莫し。³⁵⁾

『漢書』卷七七 劉輔伝

劉輔の論は「天の與する所」（天意に適うこと）と「天の違う所」（天意に背くこと）の対比で展開される。念頭に置くのは、繼嗣の不在と相次ぐ災異である。劉輔はこの事態を、成帝の行為が「天の違う所」であるためとみなす。それでは「天の與する所」とは何か。それは「有徳の世」・「窈窕の女」を后妃に選ぶことである。それにもかかわらず「卑賤の女」趙婕妤を「天下の母」にしようとしていることは、天意にこのうえなく背くことであるとして、痛烈に批判する。

「有徳」・「窈窕」の后妃を「天の與する所」とするが、この要素は、成帝が即位した際の匡衡の上疏にも見える。³⁶⁾ 何故、そのような后妃が求められるのか。キーワードとなるのは、王仁・劉向・匡衡の論に共通して見える「王教」であろう。

これをとりわけ強調するのは王仁である。立后を「王教の大端」に位置付け、「夫れ媵妾は、天下の母に非ざれば、翫弄を爲すも可なり。」とする。媵妾は「翫弄」、つまり君主がめで可愛がるに値する女性であればよいが、「天下の母」はそれでは不充分ということになる。それでは「天下の母」には何が求められるのか。「計を以て色に勝るは昌え、色を以て計に勝る者は亡ぶ」によれば、それは「計」であることになる。対して趙婕妤は、舞姫として成

帝に見初められており、「計」がない「色」のみの女性とみなすことができよう。

劉向の考えによれば、王教は「内由り外に及び、近き者自り始む」ものである。そのなかで后妃の役割を、王仁は「萬民をして法則する所」としている。民の模範となるべきであるため、后妃には「計」が求められる、ということになる。

対して、「卑賤」な者を立てることを劉輔は「天の違う所」とみなす。しかし、張翼以来指摘されている通り、文帝・武帝皇后・武帝衛皇后など、それまでも出自の賤しい皇后は存在した。そこでこれほどの反発が起きた形跡はないのである。成帝も武帝衛皇后の出自に言及しているのだから、この時期に過去の卑賤な皇后が認識されていなかったはずはない。なぜこの時期に「卑賤」が殊更に問題視され始めたのだろうか。

その背景にあるのは、劉輔が強調する「継嗣の不在」という問題であろう。これは成帝期を通じてつきまとう問題で、すでに許皇后在位の時期に浮上していた。当時、劉向・谷永らは、継嗣に恵まれず災異が相次ぐ原因を、後宮の秩序に求めている。両人は成帝を通して、許皇后による後宮の教化を求めており、皇后がその責任を負うとみなされていたことがわかる。

趙姉妹や衛婕妤(李平)が寵愛を受けるようになると、劉向は「趙・衛の屬微賤より起ち、禮制を躐ゆる」ことを目の当たりにし、谷永は許皇后が寵愛を受けた時期と比べ「天の饗けざる所、前に什倍す」と形容している。継嗣不在の原因たる後宮の乱れが、「微賤」な者への寵愛により悪化し、さらなる天の怒りを買ったというのである。皇后は「宗廟主と爲る」者(匡衡)、「宗廟を奉ずる」存在(王仁)なのである。継嗣不在という宗廟の危機にあつて、「微賤より起ち、禮制を躐ゆる」者を「王教の大端」たる皇后にするなど、「天を畏れず、人に媿じず、惑は焉より大なるは莫し」ということになる。『列女傳』母儀の「齊女傅母」では、貴き家柄の者が民の模範となるべきことが

説かれているが、^④反対に出自が卑しければ、模範たり得ないともみなされたのである。

『列女傳』母儀の「湯妃有藝」においては、有藝による後宮の教化が湯を王者の功に導いたとされている。「王教の大端」たる皇后が「天下の望を塞たす」存在となり、「萬民をして法則する所」であることが求められた。その人選が天下を左右すればこそ、「天下」の母なのである。

以上述べたところを総合すると、趙氏に反発する論理は以下のように整理できよう。まず、后妃は「計」のある「有徳の世」・「窈窕たる淑女」たるべきであり、「卑賤」な者は「計」がないため相応しくない。何故「計」が求められるかといえば、「近き者自り始む」王教において、后妃は「王教の大端」であり、また王教が行き渡る際に、后妃は「萬民をして法則する所」となるべきであるためである。それを踏まえ、后妃が「計」を備えた「有徳の世」・「窈窕たる淑女」となれば、王教が「内由り外に及び」、「天の與する所必ず先ず賜うに符瑞を以て」するのであるから、継嗣にも恵まれるであろう、ということになる。

趙氏の出自が問題視されたのは、成帝が継嗣に恵まれなかったためである。これは取りも直さず、宗廟の危機ということになる。皇后は「宗廟を奉ずる」者、「宗廟主と爲る」存在であるため、「継嗣の福を蒙」るためには、「天の與する所」となる「有徳の世」・「窈窕たる淑女」を選ばなければならない、ということになる。

趙皇后立后への反対運動は元后や王氏が背後にいる政治的な運動であるとともに、劉向や谷永らが論者となる儒学的思想的運動でもあった。そのため、反対は強烈なものとなり、その中で「天下の母」が用いられたことが、後に伝わる契機となったのであろう。では、続く時代に於いて「天下の母」はどのように定着していったのだろうか。次章でみていきたい。

第三章 「天下の母」の定着

続いて「天下の母」が見えるのは、平帝期、王莽が実権を握った時期の例である。「3」趙太后降格の詔はすでに触れたから、「6」孝平王皇后が立てられた際の事をみてみよう。

〔6〕庶民・諸生・郎吏以上の闕を守り上書する者日に千餘人、公卿大夫或いは廷中に詣り、或いは省戸下に伏し、咸な言えらく「明詔の聖徳の巍巍たること彼の如し、安漢公の盛勳の堂堂たること此の若し、今當に后を立てるべきに、獨り奈何ぞ公が女を廢すか。天下安れの所にか命を歸さん。願うらくは公が女を得て天下の母と爲さんこと」と。^④

『漢書』卷九九 王莽伝上

平帝の皇后選定の、やや複雑な経緯を記した記事である。王莽は娘を立てることを望んだが、他の王氏の女と争わないために、元后を通して王氏の者を除外させている。しかしながら、王莽の娘を立てるべきという声が相次いだために「已むを得ず」王皇后を採ることになったという。

ここで「天下の母」は王莽の娘を皇后に立てること訴える際に用いられている。この発言者を含め、この運動に参加した者は王莽の支持者であると考えられている。^⑤「天下」が命を帰すに相応しい人物を求め、それこそが王皇后であると世論を操作することにより、「天下の母」を利用したことになる。

その妥当性はさておき、皇后に求める基準があることはなおも確認できよう。皇后としてふさわしい要素を備え

ている根拠として王莽という「素晴らしい」人物の子であることが挙げられている。資質と出自を接続させる点で、前代からの連続性を確認できよう。王皇后は平帝が崩じて皇太后となり、王莽の即位後「黄皇室主」とされる。「7」は事実上の皇太后として「天下の母」を用いた例といえる。^④その至尊性を示しているという意味では、やや趣が異なるといえるだろうか。また、「3」元后伝の論贊では元后が四世にわたり「天下の母」であったことが王莽即位の要因として挙げられている。^④

後漢での「天下の母」の用例は全時期を通して見出すことができる。初めて用いられたのは光烈陰皇后であった。「8」は光武帝が建武二年（二六年）、皇后を立てようとした際のことをこう記す。

〔8〕上、〔陰皇〕后の性賢仁、宜しく天下に母たるべきを以て、授くに尊位を以てせんと欲す。后輒ち退讓し、自ら陳ぶるに以て大位に當たるに足らずと。^④

『東觀漢記』 光烈陰皇后伝

陰皇后が立后を辞退したという記事である。この結果として、光武帝は郭皇后を立てることとなる。さらに「9」は建武一七年（四一年）にその郭皇后を廃して陰皇后を立てる際の光武帝の詔である。

〔9〕〔建武〕十七年、皇后郭氏を廢して〔陰〕貴人を立つ。三公に詔を制して曰く「皇后懷に怨懟を執り、數々教令に違ひ、它子^レを撫循^レし、異室を訓長すること能わず。宮闈の内、鷹鷂を見るが若し。既に關雎の徳無くし

て、呂・霍の風有り、豈に託するに幼孤を以てし、明祀恭み承く可けんや。今、大司徒涉・宗正吉を遣わして節を持ち、其れをして皇后の璽綬を上らしむ。陰貴人は郷里の良家、歸ぐこと微賤に自りす。我の見ざる自ら、今に于いて三年。宜しく宗廟を奉じ、天下の母と爲すべし。主者詳らかに舊典を案じ、時に尊號を上れ。異常の事、國の休福に非ざれば、壽を上り慶を稱することを得ず」と。⁴⁷

『後漢書』本紀一〇皇后紀上光烈陰皇后

前半で郭皇后を廃すべき事由を述べ、後半に陰貴人を立てることを記す構成となっている。「天下の母」のほか、一章で触れた「奉宗廟」・「承宗廟」は、以後の立後の詔すべてに見られるが、この詔の後半部に倣ったものだろう。「11」は和帝期の永元一四年（一〇二年）の詔で、これも廢后を伴っているが、見えるのは立後に關する内容のみである。⁴⁸

〔15〕建寧四年（一七二年）の靈帝が宋皇后を立てる詔は、前後に立後の次第が逐一記されている。おそらく詔も完全なものに近いだろう。

〔15〕皇后の尊、帝と體を齊しくし、天地を供奉し、祇みて宗廟を承け、母として天下に臨む。故に有莘殷を興し、姜任周に母たり。二代の隆、蓋し内徳有り。長秋宮闕け、中宮位を曠しくす。宋貴人淑媛の懿を乗り、河山の儀を體し、威容昭曜とし、徳は後庭に冠たり。羣寮の咨る所、僉曰う「宜しきかな」と。之を著龜に卜すに、卦は承乾を得る。有司奏議せらく「宜しく絨組を稱え、以て兆民に母たるべし」と。今太尉〔聞人〕襲をして使持節もて璽綬を奉らしめ、宗正〔劉〕祖を副と爲し、貴人を立てて皇后と爲す。后其れ往きて爾の

位を踐み、宗を敬い典を禮し、肅慎と中饋し、朕の命を替つる無く、永に天祿を終えよ。^⑧

『漢官典儀』立宋皇后儀

「母臨天下」のほか、「母兆民」という表現も見える。宋皇后に対しては、「母臨萬國」も後に用いられている。ここからは、「天下の母」が、万民にとつての母であることを、より明確に読み取ることができる。また、冒頭部の「皇后之尊」・「與帝齊體」・「祇承宗廟」は「9」・「11」のほか、蜀漢の穆皇后を立てる詔にも類似した表現が見える。つまり「天下の母」とともに立後の詔における定型句となっていたのである。

「皇后之尊」は、王莽を称える陳崇の上奏文に見え、孝平王皇后立後の経緯を述べた部分で、「皇后の尊、天子に侔し」としており、保科二〇〇二も指摘するように「皇后の尊嚴が皇帝と同等」（一一頁）であると述べたものである。「11」の「與朕同體」・「15」の「與帝齊體」はその觀念を直截的に表している。明らかに『白虎通義』の「與夫齊體」に関連した表現である。こうした夫妻一体の觀念が帝后一体の理念に発展したことについても保科二〇〇二に詳しい。このように、定型的な表現でありつつも、求める皇后像が込められていることがわかる。

「10」明德馬皇后の詔、^④「14」李雲の上奏、^⑤「16」の陳球の議論、^⑥「17」伏皇后と父との礼をめぐる議論は、いずれもそれまでに見られたものに近い意味が込められており、意味を込められたまま受け継がれていることが理解できよう。また、太皇太后による詔のうち、「12」安帝期の鄧太后の詔と、^⑦「13」順帝期の順烈梁皇后の詔については、表現が類似しており、先の詔を参照して書いたものとみられる。

このように「天下の母」は前漢末平帝期から後漢にかけて定着していたことが確認できる。とりわけ後漢の立后の詔には、いずれも「天下の母」が見られるほか、「承宗廟」・「與帝齊體」は類似する表現がいくつも見られた。定

型句として用いられていても、皇后に求める要素の観念が込められていたことが確認でき、これを通して理想的な皇后像が受け継がれていったものと思われる。

おわりに

本稿の内容を要約すると以下のようになる。

- ① 昭帝崩後の帝位継承と宣帝期の太子殺害未遂を経て、見いだされた皇后・皇太后の責務は、皇帝の母として、宗廟を奉ずることであった。この認識が『列女傳』『母儀』や「天下の母」の源流になったとみられる。
- ② 成帝期、趙皇后立后に関する議論が出る中で、『列女傳』が成立し、また「天下の母」が用いられた。一連の議論は、継嗣問題の原因は後宮の秩序の乱れであるため、皇后が後宮の教化をすべき、という認識の下行われていたとみられる。そして、その教化が天下に及ぶと考えられたからこそ、「天下」の語が用いられたと考えられる。
- ③ 前漢末～後漢において、「天下の母」は基本的に立后の詔を通して受け継がれており、定型句として用いられる。つつもなお意味が込められていたとみられる。

「天下の母」は劉向・谷永らの后妃論と同じ思潮の下で誕生し、その広まりはまさに儒学の規範化の一端であったといえよう。本稿では、「天下の母」の母胎となった思潮が、内たる後宮の安定が外の天下の安寧に繋がる、というものであったことを述べてきた。宮城の外の「天下」に模範を示す「天下の母」は、これまでの研究で重視されてきた、皇帝に対しての、あるいは後宮の中での皇后とは異なる姿である。それはまさしく、天下に母としての模範

を示す、東晋以降の「母儀天下」へのつながりを見て取ることができる。

ところで、後漢の皇后は卑賤どころか豪族出身者がほとんどで、更には複数の皇后を輩出する家も珍しくなくなる。趙氏立後の議論を契機に、出自の貴賤が「天下の母」にふさわしい徳性の基準とされたことは、そうした後漢皇后の出自に影響を及ぼしたと考えられる。実際に後漢では、趙皇后の例を挙げて皇后の出自を問題とした例もある。貴家手柄の皇后が相次ぐことが、社会的基盤を持ち合わせた外戚の連出につながることは、すでに指摘されているとおりである。相次ぐ外戚専権は、立后詔を通して「天下の母」が確認され続けたことも一因と考えられるのではないだろうか。

本稿では深く関わるはずの『列女傳』の内容に立ち入ったの考察ができず、またその成書に関しても雑駁な可能性を指摘するにとどまってしまった。この点、今後の課題としたい。

注

- ① 『漢書』卷九七外戚伝上
漢興、因秦之稱號、帝母稱皇太后、祖母稱太皇太后、適稱皇后、妾皆稱夫人。
- ② 保科二〇〇二・安永二〇一五
- ③ 哀帝期の尊号問題については保科一九九八参照。
- ④ このほか、漢代の皇后に関する研究は、鎌田一九六二・藤川一九八四・藤川一九八五・衛一九九五・朱一九九七・安永二〇二一、皇太后に関しては岡安一九八三・下倉二〇〇三・塚本二〇〇三・平松二〇一三・平松二〇二〇などがある。研究動向は白二〇一六に詳しい。
- ⑤ 「儒教の国教化」に関する議論については、板野一九九五・渡邊一九九五・福井二〇〇五・保科二〇〇八など。

- ⑥ 『世祖實錄』卷七七順治一〇年八月庚寅条
臣思皇上、天下之父。皇后、天下之母。父有出母之議。爲人子者、即心知母過。尚不免涕泣以諫。况絕不知母過之何事。又安忍緘口嚴父之側。而不爲母一請命乎。
- ⑦ 『禮記』昏義
天子脩男教、父道也。后脩女順、母道也。故曰「天子之與后、猶父之與母也。」故爲天王服斬衰、服父之義也。爲后服資衰、服母之義也。
- ⑧ 『尚書』洪範
天子作民父母、以爲天下王。
また、『詩經』では小雅・南山有臺に「樂只君子、民之父母」、大雅・洞酌に「豈弟君子、民之父母」とあるように、君子を「民の父母」としている篇がある。
- ⑨ 『漢書』卷七十二鮑宣伝
天下乃皇天之天下也、陛下上爲皇天子、下爲黎庶父母、爲天牧養元元、視之當如一、合戶鳩之詩。
『鹽鐵論』卷七備胡
大夫曰「天子者、天下之父母也。四方之衆、其義莫不願爲臣妾。然猶脩城郭、設關梁、厲武士、備衛於宮室、所以遠折難而備萬方者也。今匈奴未臣、雖無事、欲釋備、如之何。」
- ⑩ 僅かな例としては後掲「4」『論衡』のほか、『後漢書』列伝六三季固伝がある。
固對曰「帝雖幼少、猶天下之父。今日崩亡、人神感動、豈有臣子反共掩匿乎。昔秦皇亡於沙丘、胡亥、趙高隱而不發、卒害扶蘇、以至亡國。近北鄉侯薨、閻后兄弟及江京等亦共掩祕、遂有孫程手刃之事。此天下大忌、不可之甚者也。」
- ⑪ 「天下母」という語自体は『老子』に二例見えるが、本稿で扱う事例と意味が大きく異なっており、連続性はないものとみてよいだろう。
二十五章は范応元本以外の伝世本と郭店楚簡『老子』甲本が「天下母」とするが、范応元本と馬王堆帛書『老子』甲本・乙本は

- 「天地母」としてゐる。五十二章は楚簡には当該箇所が見えず、帛書の甲本・乙本とも「天下母」としてゐる。
- 『老子』二十五章
- 有物混成、先天地生。寂兮寥兮、獨立不改、周行而不殆、可以爲天下母。吾不知其名、字之曰道、強爲之名曰大。大曰逝、逝曰遠、遠曰反。故道大、天大、地大、王亦大。域中有四大、而王居其一焉。人法地、地法天、天法道、道法自然。
- 『老子』五十二章
- 天下有始、以爲天下母。既得其母、以知其子、既知其子、復守其母、沒身不殆。塞其兌、閉其門、終身不勤。開其兌、濟其事、終身不救。見小曰明、守柔曰強。用其光、復歸其明、無遺身殃。是爲習常。
- 『舊唐書』卷八七裴炎伝
- 太后臨朝、天授初、又降豫王爲皇嗣。時太后姪武承嗣請立武氏七廟及追王父祖、太后將許之。炎進諫曰「皇太后天下之母、聖德臨朝、當存至公、不宜追王祖禰、以示自私。且獨不見呂氏之敗乎。臣恐後之視今、亦猶今之視昔。」
- 『新唐書』卷一一七裴炎伝
- 后已持政、稍自肆、於是武承嗣請立七廟、追王其先、炎諫曰「太后天下母、以盛德臨朝、宜存至公、不容追王祖考、示自私。且獨不見呂氏事乎。」
- 『宋會要輯稿』禮一五廟議真宗至道三年
- 懿德輔佐之始、藩邸之位已隆、然未嘗正位中宮、母臨天下。
- 『韓非子』說疑第四四
- 則威足以臨天下、利足以蓋世、天下從之。
- 『史記』卷一〇孝文本紀前一四年条
- 朕獲執犧性珪幣以事上帝宗廟、十四年于今、歷日縣長、以不敏不明而久撫臨天下、朕甚自愧。
- 『德宗實錄』光緒七年三月一五日
- 大行慈安端裕康慶昭和莊敬皇太后、母儀天下、垂慈訓政、錫福寶區、至德徽音、遠邁前古。

⑰ 『漢書』卷九七外戚伝下 孝成趙皇后

哀帝崩、王莽白太后詔有司曰、「前皇太后與昭儀俱侍帷幄、姊弟專寵錮寢、執賊亂之謀、殘滅繼嗣以危宗廟。諱天犯祖、無爲天下母之義。貶皇太后爲孝成皇后、徙居北宮。」〈晉灼曰「使哀帝不母、罪之也。」〉

後月餘、復下詔曰、「皇后自知罪惡深大、朝請希闕、失婦道、無共養之禮、而有狼虎之毒、宗室所怨、海內之讎也。而尚在小君之位、誠非皇天之心。夫小不忍亂大謀、恩之所不能已者義之所割也。今廢皇后爲庶人、就其園。」是日自殺。

⑱ 『論衡』卷三骨相

夫二相不鈞而相遇、則有立死。若未相適、有豫亡之禍也。王莽姑正君許嫁、至期當行時、夫輒死。如此者再。乃獻之趙王、趙王未取又薨。清河南宮大有與正君父釋君善者、遇相君、曰「貴爲天下母。」是時、宣帝世、元帝爲太子、釋君乃因魏郡都尉納之太子、太子幸之、生子君上。宣帝崩、太子立、正君爲皇后、君上爲太子。元帝崩、太子立、是爲成帝、正君爲皇太后、竟爲天下母。夫正君之相、當爲天下母、而前所許二家及趙王、爲無天下父之相、故未行而二夫死、趙王薨。是則二夫・趙王無帝王大命、而正君不當與三家相遇之驗也。

このほか、偶会篇も同じ話を簡潔に記している。

⑲ 『漢書』卷九八元后伝

及壯大、婉順得婦人道。嘗許嫁未行、所許者死。後東平王聘政君爲娘、未入、王薨。禁獨怪之、使卜數者相政君、「當大貴、不可言。」禁心以爲然、乃教書、學鼓琴。五鳳中、獻政君、年十八矣、入掖庭爲家人子。

また、元后伝と『論衡』では嫁そうとした王が異なり、元后伝は「東平王」、『論衡』は「趙王」としている。それぞれ近い時期に在位していたのは東平思王 劉宇（在位：前五二年～前二〇年）と趙哀王 劉高（在位：前六年二月～六月）であるが、元后が十八歳で後宮に入ったのは五鳳四年（前五四四年）にあたるため、いずれも辻褃が合わない。黄暉『論衡校釋』は、平干繆王 劉元（在位：前八〇年～前五六六年）であれば没年が適合することから、元后伝は「平干王」を「東平王」と誤り、『論衡』は平干繆王が趙敬肅王の孫であるために「趙王」としたものとみている。

⑳ 『漢書』卷九七外戚伝上 孝宣霍皇后

後殺許后事頗泄、顯遂與諸堵昆弟謀反、發覺、皆誅滅。使有司賜皇后策曰「皇后熒惑失道、懷不德、挾毒與母博陸宣成侯夫人顯謀欲危太子、無人母之恩、不宜奉宗廟衣服、不可以承天命。烏呼傷哉。其退避宮、上璽綬有司。」霍后立五年、廢處昭臺宮。

⑲ 『漢書』卷六八 霍光伝

光以其書視丞相敞等、擢郎爲九江太守、即日承皇太后詔、遣行大鴻臚事少府樂成・宗正德・光祿大夫吉・中郎將利漢迎昌邑王賀。

⑳ 『漢書』卷六八 霍光伝

尚書令復讀曰「……宗廟重於君、陛下未見命高廟、不可以承天序、奉祖宗廟、子萬姓、當廢。……」皇太后詔曰「可。」光令王起拜受詔、王曰「聞天子有爭臣七人、雖無道不失天下。」光曰「皇太后詔廢、安得天子。」乃即持其手、解脫其璽組、奉上太后、扶王下殿、出金馬門、羣臣隨送。

㉑ 『漢書』卷六八 霍光伝

光遂復與丞相敞等上奏曰「……孝武皇帝曾孫病已、武帝時有詔掖庭養視、至今年十八、師受詩・論語・孝經、躬行節儉、慈仁愛人、可以嗣孝昭皇帝後、奉承祖宗廟、子萬姓。臣昧死以聞。」皇太后詔曰「可。」光遣宗正劉德至曾孫家尚冠里、洗沐賜御衣、太僕以軺獵車迎曾孫就齋宗正府、入未央宮見皇太后、封爲陽武侯。

㉒ 『漢書』卷六八 霍光伝

大司馬大將軍光宿衛忠正、宣德明恩、守節秉誼、以安宗廟。

㉓ 『漢書』卷九七 外戚傳下 孝成許皇后

久之、有一男、失之。及成帝即位、立許妃爲皇后、復生一女、失之。

⑳ 元城王氏の「五侯」の一人である平阿侯王譚の子に同名の「王仁」がいる。元后伝によれば趙昭儀自殺の後に「及平阿侯仁臧匿趙昭儀親屬、皆就國。」と、趙昭儀の親屬を匿つたことを理由に就國させられている。趙皇后を立てるための根回しをしておきながら、後に廢后許氏から左皇后に立てるための賄賂を受け取つた淳于長の例もあるため、王仁が同一人物である可能性もないわけはないが、別人とみる方が自然であろう。

㉔ 『漢紀』孝成皇帝紀三 永始元年条

是先諫大夫王仁上疏言「臣聞立后妃者、王教之大端、三綱之本理、治道所由廢興也、社稷所以存亡也。故夏之興也以塗山、亡也以妹嬉。殷之興也以有娥、亡也以妲己。周之興也以文母、亡也以褒姒。夫三代安危、後主所觀。是以聖王必審舉措、察操行、以計勝色者昌、以色勝計者亡。無鹽・宿瘤、天下之醜女也。齊二君、以計勝色、立爲后、皆以折衝安國。

今許后以罪廢、遂事已往、於是欲立后妃。宜得殊異於前、上當奉宗廟、下令萬民有所法則。河魴・河鯉、齊姜・宋子、詩人所高。萬乘之主、當久長、非一切畢決目前者。驪姬亂管、吳姬危趙、夫媵妾、非天下之母、爲旣弄可也。昔姜后崇禮、宣王中興。樊姬正言、楚莊成霸。願留思察小臣惓惓之心。」上不聽、竟立之。

②8 ただし、『史記』外戚世家序からの引用である。

②9 後掲の劉向伝には成書年次が明記されていないが、同伝の前段の昌陵放棄は永始元年（前一六年）のことであり、銭謙「劉向敬父子年譜」は同年に『列女傳』・『說苑』・『新序』の成書を置いている。ただし、三書が同時に成り立つたとは考え難いため、先行研究ではその前後関係に注意しながら、『列女傳』についてはやや幅をとった成立年を想定している。池田一九九一は陽朔く永始の間（前二四く前二三年）、下見一九八九は「劉向六〇才代半ころ（前一四年前後）」ではないか」と見ている。

王仁の上疏は、記事が「先是」から始まるために時期が確定できないが、許氏廃後の鴻嘉三年（前一八年）と趙氏立後の永始元年の間であることは確かである。これは『列女傳』成書の各説の範囲内である。

上疏で引く故事の内容は『列女傳』とは矛盾しないため、王仁が『列女傳』を参照していた可能性は充分考えられる。この仮定が成り立つとすれば、『列女傳』成書の下限を永始元年に置くことができる。ただし、その検証にはさらなる文献学的な検討が必要であるため、ここでは一つの可能性の指摘にとどめておく。

③0 『漢書』卷三六 劉向伝

向睹俗彌奢淫、而趙・衛之屬起微賤、踰禮制。向以爲王教由内及外、自近者始。故採取詩書所載賢妃貞婦、興國顯家可法則、及孽嬖亂亡者、序次爲列女傳、凡八篇、以戒天子。

③1 『漢書』卷七七 劉輔伝

會成帝欲立趙婕妤爲皇后、先下詔封婕妤父臨爲列侯。輔上書言「臣聞天之所與必先賜以符瑞、天之所違必先降以災變、此神明之

徵應、自然之占驗也。昔武王・周公承順天地、以饗魚鳥之瑞、然猶君臣祇懼、動色相戒、況於季世、不蒙繼嗣之福、屢受威怒之異者。雖夙夜自責、改過易行、畏天命、念祖業、妙選有德之世、考卜竊窈之女、以承宗廟、順神祇心、塞天下望、子孫之祥猶恐晚暮。今乃觸情縱欲、傾於卑賤之女、欲以母天下、不畏于天、不媿于人、惑莫大焉。里語曰「腐木不可以爲柱、卑人不可以爲主。」天人之所不予、必有禍而無福、市道皆共知之、朝廷莫肯壹言、臣竊傷心。自念得以同姓拔擢、尸祿不忠、污辱諫爭之官、不敢不盡死、唯陛下深察。」書奏、上使侍御史收縛輔、繫掖庭祕獄、羣臣莫知其故。

③② 『漢書』卷八一 匡衡伝

臣又聞之師曰「妃匹之際、生民之始、萬福之原。」婚姻之禮正、然後品物遂而天命全。孔子論詩以關雎爲始、言太上者民之父母、后夫人之行不侔乎天地、則無以奉神靈之統而理萬物之宜。故詩曰「窈窕淑女、君子好仇。」言能致其貞淑、不貳其操、情欲之感無介乎容儀、宴私之意不形乎動靜、夫然後可以配至尊而爲宗廟主。此綱紀之首、王教之端也、自上世已來、三代興廢、未有不由此者也。願陛下詳覽得失盛衰之效以定大基、采有德、戒聲色、近嚴敬、遠技能。

③③ 『漢書』卷九七七 外戚伝下 孝成趙皇后

及壯、屬陽阿主家、學歌舞、號曰飛燕。成帝嘗微行出、過陽阿主、作樂。上見飛燕而說之、召入宮、大幸。有女弟復召入、俱爲婕妤、貴傾後宮。

③④ 『廿二史劄記』卷三「漢初妃后多出微賤」

③⑤ 『漢書』卷九七七 外戚伝下 孝成班婕妤

自鴻嘉後、上稍降於內寵。婕妤進侍者李平、平得幸、立爲婕妤。上曰「始衛皇后亦從微起。」乃賜平姓曰衛、所謂衛婕妤也。

③⑥ 『漢書』卷九七七 外戚伝下 孝成許皇后

后聰慧、善史書、自爲妃至即位、常寵於上、後宮希得進見。皇太后及帝舅憂上無繼嗣、時又數有災異、劉向・谷永等皆陳其咎在於後宮。上然其言。於是省減椒房掖廷用度。

③⑦ 『漢書』卷九七七 外戚伝下 孝成許皇后

假使太后在彼時不如職、今見親厚、又惡可以踰乎。皇后其刻心秉德、毋違先后之制度、力誼勉行、稱順婦道、減省羣事、謙約爲

③⑧ 右。其孝東宮、毋闕朔望、推誠永究、爰何不減。養名顯行、以息衆譴、垂則列妾、使有法焉。皇后深惟母忽。『漢書』卷八五谷永伝

奏事京師訖、當之部、時有黑龍見東萊、上使尚書問永、受所欲言。永對曰、「……建始・河平之際、許・班之貴、頃動前朝、熏灼四方、賞賜無量、空虛內臧、女寵至極、不可上矣。今之後起、天所不饗、什倍於前。廢先帝法度、聽用其言、官秩不當、縱釋王誅、驕其親屬、假之威權、從橫亂政、刺舉之吏、莫敢奉憲。又以掖庭獄大爲亂阱、榜箠瘠於炮烙、絕滅人命、主爲趙・李報德復怨、反除白罪、建治正吏、多繫無辜、掠立迫恐、至爲人起責、分利受謝。生入死出者、不可勝數。是以日食再既、以昭其辜。……」成帝性寬而好文辭、又久無繼嗣、數爲微行、多近幸小臣、趙・李從微賤專寵、皆皇太后與諸舅夙夜所常憂。至親難數言、故推永等使因天變而切諫、勸上納用之。永自知有內應、展意無所依違、每言事輒見答禮。

③⑨ 嚴密には、これは趙皇后が立った後のものである。しかし、趙姉妹や衛健仔（李平）の名が挙げられており、彼女らが寵愛を受けていたのは趙氏立后前からなのであるから、その時期より懸念されていたとみてよいだろう。

④⑩ 『列女傳』卷一 母儀 齊女傳母

傅母見其婦道不正、諭之云、「子之家、世世尊榮、當爲民法則。子之質、聰達於事、當爲人表式。儀貌壯麗、不可不自脩整。衣錦綉裳、飾在輿馬、是不貴德也。」

④⑪ 『列女傳』卷一 母儀 湯妃有嬰

湯妃有嬰者、有嬰氏之女也。殷湯娶以爲妃、生仲壬外丙、亦明教訓、致其功。有嬰之妃湯也、統領九嬪、後宮有序、咸無妒媚逆理之人、卒致王功。

④⑫ 『漢書』卷九九 王莽伝上

莽既尊重、欲以女配帝爲皇后、以固其權、奏言「皇帝即位三年、長秋宮未建、液廷媵未充。乃者、國家之難、本從亡嗣、配取不正。請考論五經、定取禮、正十二女之義、以廣繼嗣。博采二王後及周公孔子世列侯在長安者適子女。」事下有司、上衆女名、王氏女多在選中者。莽恐其與己女爭、即上言「身亡德、子材下、不宜與衆女並采。」太后以爲至誠、乃下詔曰「王氏女、朕之外家、其勿采。」庶民・諸生・郎吏以上守闕上書者日千餘人、公卿大夫或詣廷中、或伏省戶下、咸言「明詔聖德巍巍如彼、安漢公盛勳堂堂

若此、今當立后、獨奈何廢公女。天下安所歸命。願得公女爲天下母。」莽遣長史以下分部曉止公卿及諸生、而上書者愈甚。太后不得已、聽公卿采莽女。

④③ この件を含む、民衆・諸生による王莽支持の運動については飯田二〇一三を参照。

④④ 『漢書』卷九九王莽伝中

時子尋爲侍中京兆大尹茂德侯、即作符命、言新室當分陝、立二伯、以豐爲右伯、太傅平晏爲左伯、如周召故事。莽即從之、拜豐爲右伯當述職西出、未行、尋復作符命、言故漢氏平帝后黃皇室主爲尋之妻。莽以詐立、心疑大臣怨謗、欲震威以懼下、因是發怒曰「黃皇室主天下母、此何謂也。」收捕尋。尋亡、豐自殺。

④⑤ 『漢書』卷九八元后伝

司徒掾班彪曰、三代以來、春秋所記、王公國君、與其失世、稀不以女寵。漢興、后妃之家呂・霍・上官、幾危國者數矣。及王莽之興、由孝元后歷漢四世爲天下母、饜國六十餘載、羣弟世權、更持國柄、五將十侯、卒成新都。位號已移於天下、而元后卷卷猶握一璽、不欲以授莽、婦人之仁、悲夫。

このほか、元后と「母」に関しては、建平四年（前三年）の「四年春、大旱。關東民傳行西王母壽、經歷郡國、西入關至京師。民又會聚祠西王母、或夜持火上屋、擊鼓號呼相驚恐。」（『漢書』卷一一哀帝紀）という事件を、王莽が即位後に「哀帝之代、世傳行詔壽、爲西王母共具之祥、當爲歷代母、昭然著明。」（元后伝）としており、「歴代の母たるべき」事由として西王母のイメージが用いられていることにも注目すべきだろう。この事件に関しては松浦二〇〇八・馬二〇一七参照。

④⑥ 『太平御覽』卷二四四所引『東觀漢記』光烈陰皇后伝

上即位、立爲貴人。上以后性賢仁、宜母天下、欲授以尊位。后輒退讓、自陳不足以當大位。

④⑦ 『後漢書』本紀一〇皇后紀上 光烈陰皇后

十七年、廢皇后郭氏而立貴人。制詔三公曰「皇后懷執怨懟、數違教令、不能撫循它子、訓長異室。宮闈之內、若見鷹鷂。既無關雎之德、而有呂・霍之風、豈可託以幼孤、恭承明祀。今遣大司徒涉・宗正吉持節、其上皇后璽綬。陰貴人鄉里良家、歸自微賤。自我不見、于今三年。宜奉宗廟、爲天下母。主者詳案舊典、時上尊號。異常之事、非國休福、不得上壽稱慶。」

- ④⑧ 『後漢書』本紀一〇皇后紀上和熹鄧皇后十四年夏、陰后以巫蠱事廢、后請救不能得、帝便屬意焉。后愈稱疾篤、深自閉絕。會有司奏建長秋宮、帝曰「皇后之尊、與朕同體、承宗廟、母天下、豈易哉。唯鄧貴人德冠後庭、乃可當之。」至冬、立爲皇后。
- ④⑨ 『續漢書』志五禮儀志中劉昭注所引『漢官典儀』立宋皇后儀
 維建寧四年七月乙未、制詔「皇后之尊、與帝齊體、供奉天地、祇承宗廟、母臨天下。故有莘與殷、姜任母周、二代之隆、蓋有內德。長秋宮闕、中宮曠位。宋貴人秉淑媛之懿、體河山之儀、威容昭曜、德冠後庭。羣寮所咨、僉曰宜哉。卜之蓍龜、卦得承乾。有司奏議、宜稱紱組、以母兆民。今使太尉襲使持節奉璽綬、宗正祖爲副、立貴人爲皇后。后其往踐爾位、敬宗禮典、肅慎中饋、無替朕命、永終天祿。」
- ⑤⑩ 『後漢書』本紀一〇皇后紀下靈帝宋皇后
 帝後夢見桓帝怒曰「宋皇后有何罪過、而聽用邪孽、使絕其命。勃海王惲既已自貶、又受誅斃。今宋氏及惲自訴於天、上帝震怒、罪在難救。」夢殊明察。帝既覺而恐、以事問於羽林左監許永曰「此何祥。其可攘乎。」永對曰「宋皇后親與陛下共承宗廟、母臨萬國、歷年已久、海內蒙化、過惡無聞。而虛聽讒妬之說、以致無辜之罪、身嬰極誅、禍及家族、天下臣妾、咸爲怨痛。勃海王惲、桓帝母弟也。處國奉藩、未嘗有過。陛下曾不證審、遂伏其辜。昔管侯失刑、亦夢大厲被髮屬地。天道明察、鬼神難誣。宜并改葬、以安冤魂。反宋后之徙家、復勃海之先封、以消厥咎。」帝弗能用、尋亦崩焉。
- ⑤⑪ 『三國志』卷三四蜀書四二主妃子傳先主穆皇后
 章武元年夏五月、策曰「朕承天命、奉至尊、臨萬國。今以后爲皇后、遣使持節丞相亮授璽綬、承宗廟、母天下、皇后其敬之哉。」
- ⑤⑫ 『漢書』卷九九王莽傳上
 父子之親天性自然、欲其榮貴甚於爲身、皇后之尊侔於天子、當時之會千載希有、然而公惟國家之統、揖大福之恩、事事謙退、動而固辭。
- ⑤⑬ 『白虎通義』卷一〇嫁娶
 妻妾者、何謂。妻者、齊也、與夫齊體。自天子下至庶人、其義一也。

⑤4 『後漢書』本紀一〇皇后紀上明德馬皇后

建初元年，帝欲封爵諸舅，太后不聽。明年夏，大旱，言事者以為不封外戚之故，有司因此上奏，宜依舊典。太后詔曰：「凡言事者皆欲媚朕以要福耳。昔王氏五侯同日俱封，其時黃霧四塞，不聞澍雨之應。又田蚡、寶嬰，寵貴橫恣，傾覆之禍，為世所傳。故先帝防慎舅氏，不令在樞機之位。諸子之封，裁令半楚，淮陽諸國，常謂「我子不當與先帝子等」。今有司奈何欲以馬氏比陰氏乎。吾為天下母，而身服大練，食不求甘，左右但著帛布，無香薰之飾者，欲身率下也。以為外親見之，當傷心自勑，但笑言太后素好儉。前過濯龍門上，見外家問起居者，車如流水，馬如游龍，倉頭衣綠襪，領袖正白，顧視御者，不及遠矣。故不加譴怒，但絕歲用而已，冀以默愧其心，而猶懈怠，無憂國忘家之慮。知臣莫若君，況親屬乎。吾豈可上負先帝之旨，下虧先人之德，重襲西京敗亡之禍哉。」固不許。

⑤5 『後漢書』列傳四七李雲傳

桓帝延熹二年，誅大將軍梁冀，而中常侍單超等五人皆以誅冀功並封列侯，專權選舉。又立掖庭民女毫氏為皇后，數月間，后家封者四人，賞賜巨萬。是時地震震裂，眾災頻降。雲素剛，憂國將危，心不能忍，乃露布上書，移副三府，曰：「臣聞皇后天下母，德配坤靈，得其人則五氏來備，不得其人則地動搖宮。比年災異，可謂多矣，皇天之戒，可謂至矣。高祖受命，至今三百六十四歲，君期一周，當有黃精代見，姓陳·項·虞·田·許氏，不可令此人居太尉·太傅典兵之官，舉厝至重，不可不慎。班功行賞，宜應其實。梁冀雖持權專擅，虐流天下，今以罪行誅，猶召家臣搃殺之耳。而猥封謀臣萬戶以上，高祖聞之，得無見非。西北列將，得無解體。孔子曰：「帝者，諦也。」今官位錯亂，小人諂進，財貨公行，政化日損，尺一拜用不經御省，是帝欲不諦乎。」

⑤6 『後漢書』列傳四六陳球傳

熹平元年，竇太后崩。太后本遷南宮雲臺，宦者積怨竇氏，遂以衣車載后尸，置城南市舍數日。中常侍曹節·王甫欲用貴人禮殯，帝曰：「太后親立朕躬，統承大業。詩云：『無德不報，無言不酬。』豈宜以貴人終乎。」於是發喪成禮。及將葬，節等復欲別葬太后，而以馮貴人配祔。詔公卿大會朝堂，令中常侍趙忠監議。太尉李咸時病，乃扶輿而起，擣椒自隨，謂妻子曰：「若皇太后不得配食桓帝，吾不生還矣。」既議，坐者數百人，各瞻望中官，良久莫肯先言。趙忠曰：「議當時定。」怪公卿以下各相顧望。球曰：「皇太后以盛德良家，母臨天下，宜配先帝，是無所疑。」忠笑而言曰：「陳廷尉宜便操筆。」球即下議曰：「皇太后自在椒房，有聰明母儀之德，遭時不造，援

立聖明、承繼宗廟、功烈至重。先帝晏駕、因遇大獄、遷居空宮、不幸早世、家雖獲罪、事非太后。今若別葬、誠失天下之望。且馮貴人家墓被發、骸骨暴露、與賊併尸、魂靈汙染、且無功於國、何宜上配至尊。」忠省球議、作色俛仰、蚩球曰「陳延尉建此議甚健。」球曰「陳寶既寃、皇太后無故幽閉、臣常痛心、天下憤歎。今日言之、退而受罪、宿昔之願。」公卿以下、皆從球議。李咸始不敢先發、見球辭正、然後大言曰「臣本謂宜爾、誠與臣意合。」會者皆爲之愧。曹節、王甫復爭、以爲梁后家犯惡逆、別葬懿陵、武帝黜廢衛后、而以李夫人配食。今寶氏罪深、豈得合葬先帝乎。李咸乃詣闕上疏曰「臣伏惟章德寶后虐害恭懷、安思閹后家犯惡逆、而和帝無異葬之議、順朝無貶降之文。至於衛后、孝武皇帝身所廢弃、不可以爲比。今長樂太后尊號在身、親嘗稱制、坤育天下、且援立聖明、光隆皇祚。太后以陛下爲子、陛下豈得不以太后爲母。子無黜母、臣無貶君、宜合葬宣陵、一如舊制。」帝省奏、謂曹節等曰「寶氏雖爲不道、而太后有德於朕、不宜降黜。」節等無復言、於是議者乃定。

⑤7 『通典』卷六七 禮二十七 皇后敬父母

後漢獻帝皇后父、屯騎校尉不其亭侯伏完朝賀公庭、完拜如衆臣。及皇后在離宮、后拜如子禮。三公八座議、或以爲「皇后天下之母也、完雖后父、不可令后獨拜於朝。」

⑤8 『後漢書』本紀一〇 皇后紀上 和熹鄧皇后

永寧二年二月、寢病漸篤、乃乘輦於前殿、見侍中・尚書、因北至太子新所繕宮。還、大赦天下、賜諸園貴人・王・主・羣僚錢布各有差。詔曰「朕以無德、託母天下、而薄祐不天、早離大憂。延平之際、海內無主、元元屢運、危於累卵。勤勤苦心、不敢以萬乘爲樂、上欲不欺天愧先帝、下不違人負宿心、誠在濟度百姓、以安劉氏。自謂感徹天地、當蒙福祚、而喪禍內外、傷痛不絕。頃以廢病沈滯、久不得侍祠、自力上原陵、加效逆唾血、遂至不解。存亡大分、無可奈何。公卿百官、其勉盡忠恪、以輔朝廷。」三月崩。

⑤9 『後漢書』本紀六 孝質帝紀 永憇元年条

五月甲午、詔曰「朕以不德、託母天下、布政不明、每失厥中。自春涉夏、大旱炎赫、憂心京京、故復禱祈明祀、冀蒙潤澤。前雖得雨、而宿麥頗傷。比日陰雲、還復開霽。寤寐永歎、重懷慘結。將二千石・令長不崇寬和、暴刻之爲乎。其令中都官繫囚罪非殊死者未竟者、一切任出、以須立秋。郡國有名山大澤能興雲雨者、二千石長吏各聚齊請禱、謁誠盡禮。又兵役連年、死亡流離、或

支骸不斂、或停棺莫收、朕甚愍焉。昔文王葬枯骨、人賴其德。今遣使者案行、若無家屬及貧無資者、隨宜賜卹、以慰孤魂。」
『後漢書』列伝三三八 応奉伝

⑥ 及鄧皇后敗、而田貴人見幸、桓帝有建立之議。奉以田氏微賤、不宜超登后位、上書諫曰「臣聞周納狄女、襄王出居于鄭。漢立飛燕、成帝胤嗣浪絶。母后之重、興廢所因。宜思關雎之所求、遠五禁之所忌。」帝納其言、竟立竇皇后。

⑦ 渡邊一九九五

参考文献（著者五十音順）

【日文論考】

- 飯田祥子 二〇一三 「王莽政権支持者の検討…平帝期における王莽と諸生の関係を中心として」『東洋学報』九五（三）
- 池田秀三 一九七八 「劉向の学問と思想」『東方学報 京都』五〇
- 板野長八 一九九五 『儒教成立史の研究』岩波書店
- 薄井俊二 一九九八 「前漢成帝期の后妃論をめぐって…前漢末期における儒家的后妃像・後宮像の提案」『中国哲学論集』二四
- 遠藤祐子 一九九四 「天子の教化と父母の教化…漢代の家庭における教化の理念とその実践について」『立命館文学』五三七
- 岡安勇 一九八三 「漢魏時代の皇太后」『法政史学』三五
- 狩野直禎 一九六六 「王莽の出自」『聖心女子大学論叢』二八
- 鎌田重雄 一九六二 「漢代の後宮」『秦漢政治制度の研究』日本学術振興会
- 下倉涉 二〇〇一 「漢代の母と子」『東北大学東洋史論集』八
- 下倉涉 二〇〇三 「太后詔曰」攷」『東北大学東洋史論集』九
- 下見隆雄 一九八九 「劉向『列女伝』の研究」東海大学出版会
- 下見隆雄 二〇〇八 「儒教社会と母性〈増補版〉」研文出版
- 谷口やすよ 一九七八 「漢代の皇后権」『史学雑誌』八七（一一）

- 谷口やすよ一九八〇「漢代の「太后臨朝」」『歴史評論』三五九
- 塚本剛 二〇〇三「漢代にける皇太后の再検討」『史叢』六九
- 平松明日香二〇一三「後漢時代の太后臨朝とその側近勢力」『東洋史研究』七二(二)
- 平松明日香二〇二〇「武帝初期の中央政界と竇太后・建元2年丞相・大尉免官事件を中心として」『古代文化』七二(一)
- 福井重雅 二〇〇五『漢代儒教の史的研究』汲古書院
- 藤川正数 一九六〇『魏晉時代における喪服礼の研究』敬文社
- 藤川正数 一九八四「漢代における后妃の身上について・礼学的考察を中心に」『東方学』六七
- 藤川正数 一九八五『漢代における礼学の研究 増訂版』風間書房
- 保科季子 一九九八「前漢後半期における儒家礼制の受容・漢の伝統との対立と皇帝観の変貌」『歴史と方法編集委員会編』歴史と方法3 方法としての丸山眞男』青木書店
- 保科季子 二〇〇二「天子の好迷・漢代の儒教的皇后論」『東洋史研究』六一(二)
- 保科季子 二〇〇四「漢代の女性秩序・命婦制度淵源考」『東方学』一〇八
- 保科季子 二〇〇八「近年の漢代「儒教の国教化」論争について」『歴史評論』六九九
- 松浦千春 二〇〇八「王莽禪讓考」『一関工業高等専門学校研究紀要』四二
- 森紀子 二〇一五「中国伝統社会における〈母〉の役割」『帝京史学』三〇
- 安永知晃 二〇一五「漢家の制」と皇后・皇太后・漢代における皇帝支配の確立過程」『史林』九八(一六)
- 安永知晃 二〇二一「後漢における皇后号の追尊・「漢家の制」と「元始故事」」『古代文化』七二(四)
- 渡邊義浩 一九九五『後漢国家の支配と儒教』雄山閣出版

【中文論考】

- 衛広来 一九九五「論西漢的宮闈政治」『文史哲』一九九五(二)

- 黄召鳳・朱柏静二〇一七「浅析王政君与西漢後期外戚專權」『綏化学院学報』三七(二)
 朱子彦 一九九七「略論中国皇后制度」『上海大学学报(社会科学版)』一九九七(四)
 張海丹 二〇一三「王政君新論」『華北水利水电学院学報(社科版)』二九(二)
 白坤 二〇一六「漢代后妃問題研究綜述」『中国史研究動態』二〇一六(一)
 馬怡 二〇一七「西漢末年」行西王母詔籌・事件考・兼論早期的西王母形象及其演變」
 簡帛網 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2848
 葉秋菊 二〇一九「論秦漢時期皇后制度之確立」『鄭州大学学报(哲学社会科学版)』五二(三)
 劉影影 二〇一二「兩漢皇后稱謂初探」河北師範大學碩士論文

【訳注】

- 池田秀三 一九九一『説苑』講談社
 中島みどり二〇〇一『列女伝』一く三平凡社
 山崎純一 一九九七『列女伝』上・中・下 明治書院

〔附記〕 本稿は二〇二〇年九月の六朝史研究会(於京都大学)にて口頭発表した内容に基づいている。席上において助言を頂いた先生方に感謝申し上げます。

(本学文学研究科研修生)